

一事業主のみなさんへー

「短時間雇用管理者」を選任しましょう

パートタイム労働法では、事業主は常時10人以上のパートタイム労働者を雇用する事業所ごとに、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する業務を担当する「短時間雇用管理者」を選任するよう努めなければならないと定めており、厚生労働省では、事業所の人事労務管理について責任を有する方の選任をお願いしています。

貴事業所におかれても、是非「短時間雇用管理者」を選任ください。

「短時間雇用管理者」を新たに選任又は変更する場合は、下の選任・変更届を労働局雇用均等室あてに郵送又はFAXにより提出ください。

労働局雇用均等室では、選任いただいた「短時間雇用管理者」の方に、各種セミナーの開催案内をはじめ必要な情報や資料の提供を行っています。

「短時間雇用管理者」の選任・変更届

平成 年 月 日

労働局長 殿

(都道府県)

事業所名
所在地
代表者職氏名
主な事業内容
常用労働者数 人(うち女性 人)
短時間労働者数 人(うち女性 人)

この度、当事業所では下記の者を短時間雇用管理者として選任・変更いたしますので、報告します。

所属部課 役職名	(TEL)
氏名	(男・女)

※財21世紀職業財団(短時間労働援助センター)を経由して届け出ることもできます。お近くの同財団事務所にお問い合わせ下さい。(http://www.jiwe.or.jp/local)

VI パートタイム労働に関するQ&A

Q1 パートタイム労働者の残業の賃金は？

- A 残業した場合の割増賃金は法定労働時間（1週間につき40時間、1日につき8時間）を超えた労働時間については支払わなければなりません。したがって、パートタイム労働者でもこの時間を超えて働いた場合、割増賃金が支払われますが、法定労働時間内での残業の場合（例えば1日の労働時間が6時間で7時間働いた場合など）には通常の賃金を支払えば足りるということになります。

参考：労働基準法第32条、第37条

Q2 パートタイム労働者の休憩時間は？

- A パートタイム労働者についても1日の労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間が労働時間の途中で与えられます。

参考：労働基準法第34条

Q3 パートタイム労働者の休日は？

- A パートタイム労働者に対しても1日の勤務時間の長短に関わらず、「毎週少なくとも1回の休日」または「4週間を通じ4日以上の日」が与えられます。ただし、1週間の勤務日数が少ない場合（例えば毎週4日勤務の場合など）には残り3日は労働義務がない日ですので改めて休日を与えられることはありません。

参考：労働基準法第35条

Q4 パートタイム労働者の年次有給休暇は？

- A 年次有給休暇は雇入れの日から6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対し6か月経過後から1年を単位として与えられます。1日の労働時間の長短に関わらず与えられますので、パートタイム労働者も当然対象となります。

具体的な休暇日数は労働時間、継続勤務期間に応じて定められています（p-10参照）。なお、出勤日の計算においては遅刻または早退した日であっても、一部でも出勤して働けば出勤日となります。また、①労働者が業務上の負傷疾病により療養のため休業した日、②育児休業・介護休業等に関する法律に基づき育児休業又は介護休業した期間、③産前産後に休業した日、④年次有給休暇を取得した日も、出勤したものと取り扱われます。

参考：労働基準法第39条

Q5 パートタイム労働者の処遇や労働条件は？

- A 基本的には、労働基準法等に反しない範囲内で当事者の合意により自由に決めることができますが、パートタイム労働法においては、事業主はその雇用するパートタイム労働者の「就

業の実態、通常の労働者との均衡等を考慮して」雇用管理の改善等を図るよう努めることとされており、「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告」(p-11参照)の趣旨に沿って、正社員との均衡を考慮した処遇や労働条件とすることが望まれます。

参考：パートタイム労働法第3条

Q6 妊娠中、出産後のパートタイム労働者に対する保護は？

A パートタイム労働者についても通常の労働者と同様の保護が受けられます。使用者は、産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後8週間の産前産後休業を与えなければならないのはもちろんのこと、母性健康管理の措置等も講じなければなりません。

Q7 パートタイム労働者の育児休業、介護休業は？

A パートタイム労働者も基本的に育児休業及び介護休業をとることができます。ただし、日々雇用される者、期間を定めて雇用される者、雇用期間が1年に満たない労働者等であって労使協定で定められた者については対象外とされています。しかし、期間を定めて雇用されている者であっても当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となっている場合には休業の対象となるものであり、その判断に当たっての留意事項が大臣告示で示されています。

参考：育児・介護休業法第6条第1項及び第2項、第12条第2項、第2条

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針第2の1

Q8 パートタイム労働者には労働保険が適用されますか？

A 雇用保険については、次の要件を満たす場合パートタイム労働者に対しても適用されます。

①1週間の所定労働時間が20時間以上であること、②1年以上引き続き雇用されることが見込まれること

労災保険については、パートタイム労働者に原則として全員適用されます。

Q9 パートタイム労働者には社会保険が適用されますか？

A 健康保険、厚生年金については、労働時間が当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間及び所定労働時間日数のおおむね4分の3以上である場合、原則として適用対象となります。

また、健康保険、厚生年金の適用対象とならない者については、①本人の年収が130万円未満で配偶者が健康保険、厚生年金に加入している場合は、その被扶養配偶者(年金は国民年金の第3号被保険者)になります。②本人の年収が130万円未満で、配偶者が健康保険、厚生年金に加入していない場合は、国民健康保険及び国民年金(第1号被保険者)に加入しなければなりません。③本人の年収が130万円以上である場合は、国民健康保険及び国民年金(第1号被保険者)に加入しなければなりません。

◇ パートタイム労働に関する相談は ◇

内 容	行 政 機 関																																																																																																
<p>1 パートタイム労働法全般に関する相談、啓発活動</p>	<p>都道府県労働局雇用均等室</p>																																																																																																
<p>都道府県労働局雇用均等室</p>																																																																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <tr> <td>北海道</td><td>011-799-2715</td> <td>東京</td><td>03-3818-8408</td> <td>滋賀</td><td>077-523-1190</td> <td>香川</td><td>087-831-3762</td> </tr> <tr> <td>青森</td><td>017-734-4211</td> <td>神奈川</td><td>045-211-7380</td> <td>京都</td><td>075-241-0504</td> <td>愛媛</td><td>089-835-5222</td> </tr> <tr> <td>岩手</td><td>019-604-3010</td> <td>新潟</td><td>025-234-6928</td> <td>大阪</td><td>06-6941-8940</td> <td>高知</td><td>088-885-6041</td> </tr> <tr> <td>宮城</td><td>022-299-8844</td> <td>富山</td><td>076-432-2740</td> <td>兵庫</td><td>078-367-0820</td> <td>福岡</td><td>092-411-4854</td> </tr> <tr> <td>秋田</td><td>018-862-6684</td> <td>石川</td><td>076-265-4429</td> <td>奈良</td><td>0742-32-0210</td> <td>佐賀</td><td>0952-24-4240</td> </tr> <tr> <td>山形</td><td>023-624-8228</td> <td>福井</td><td>0776-22-3947</td> <td>和歌山</td><td>073-421-6157</td> <td>長崎</td><td>095-844-4384</td> </tr> <tr> <td>福島</td><td>024-536-4609</td> <td>山梨</td><td>055-231-8611</td> <td>鳥取</td><td>0857-22-3249</td> <td>熊本</td><td>096-352-3855</td> </tr> <tr> <td>茨城</td><td>029-224-6288</td> <td>長野</td><td>026-227-0125</td> <td>徳島</td><td>0852-31-1161</td> <td>大分</td><td>097-532-4025</td> </tr> <tr> <td>栃木</td><td>028-633-2795</td> <td>岐阜</td><td>058-263-1220</td> <td>岡山</td><td>086-224-7639</td> <td>宮崎</td><td>0985-38-8827</td> </tr> <tr> <td>群馬</td><td>027-210-5009</td> <td>静岡</td><td>054-252-5310</td> <td>広島</td><td>082-221-9247</td> <td>鹿児島</td><td>099-222-8446</td> </tr> <tr> <td>埼玉</td><td>048-822-4273</td> <td>愛知</td><td>052-219-5509</td> <td>山口</td><td>083-995-0390</td> <td>沖縄</td><td>098-868-4380</td> </tr> <tr> <td>千葉</td><td>043-221-2307</td> <td>三重</td><td>059-226-2318</td> <td>徳島</td><td>088-652-2718</td> <td></td><td></td> </tr> </table>		北海道	011-799-2715	東京	03-3818-8408	滋賀	077-523-1190	香川	087-831-3762	青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-835-5222	岩手	019-604-3010	新潟	025-234-6928	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041	宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4854	秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-24-4240	山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-421-6157	長崎	095-844-4384	福島	024-536-4609	山梨	055-231-8611	鳥取	0857-22-3249	熊本	096-352-3855	茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	徳島	0852-31-1161	大分	097-532-4025	栃木	028-633-2795	岐阜	058-263-1220	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827	群馬	027-210-5009	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446	埼玉	048-822-4273	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380	千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		
北海道	011-799-2715	東京	03-3818-8408	滋賀	077-523-1190	香川	087-831-3762																																																																																										
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-835-5222																																																																																										
岩手	019-604-3010	新潟	025-234-6928	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041																																																																																										
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4854																																																																																										
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-24-4240																																																																																										
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-421-6157	長崎	095-844-4384																																																																																										
福島	024-536-4609	山梨	055-231-8611	鳥取	0857-22-3249	熊本	096-352-3855																																																																																										
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	徳島	0852-31-1161	大分	097-532-4025																																																																																										
栃木	028-633-2795	岐阜	058-263-1220	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827																																																																																										
群馬	027-210-5009	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446																																																																																										
埼玉	048-822-4273	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380																																																																																										
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718																																																																																												
<p>2 パートタイム労働者の求人、求職を行う場合、パートタイム労働者の雇用管理について相談を行う場合 ※ 職業知識を身につけたいパートタイム就労希望者に対する職業講習も開催しています。</p>	<p>パートバンク パートサテライト ハローワーク（公共職業安定所）</p>																																																																																																
<p>雇用保険について</p>	<p>ハローワーク（公共職業安定所）</p>																																																																																																
<p>3 賃金・労働時間などの労働条件、労災保険について相談したいとき</p>	<p>労働基準監督署</p>																																																																																																
<p>4 パートタイム就労希望者が技能を身につけたいとき</p>	<p>ハローワーク（公共職業安定所） 職業能力開発校 職業能力開発促進センター</p>																																																																																																
<p>5 労使関係、労働福祉、中小企業退職金共済制度について</p>	<p>都道府県労政課、労働福祉課など （又はその出先機関） 勤労者退職金共済機構</p>																																																																																																
<p>6 健康保険、厚生年金保険について</p>	<p>社会保険事務所 （又は健康保険組合）</p>																																																																																																
<p>7 国民健康保険について</p>	<p>市町村</p>																																																																																																
<p>8 国民年金について</p>	<p>市町村（第1号被保険者） 配偶者の勤務先の事業主又は医療保険者等（第3号被保険者）</p>																																																																																																
<p>9 所得税について</p>	<p>国税局税務相談室 税務署</p>																																																																																																
<p>10 パートタイム労働に関する問題についての総合的な相談窓口</p>	<p>財団法人21世紀職業財団 （短時間労働援助センター）</p>																																																																																																

（平成14年8月発行）